

その他

配慮が必要な方への対応

災害時に特別な配慮が必要な方がいることを知ってください。

要配慮者は地域で助け合うことが大事

あなたや周囲の方の気づきや支援が必要となります。

高齢者や障害のある方など、災害時に支援を要する方を「要配慮者」といいます。特に障害のある方については、障害の内容に応じて日ごろからの備えや災害時の支援内容が異なります。この様な方々を災害から守るために皆さんで協力しましょう。

◆高齢者・寝たきりの方

- 日頃の備え** → **災害時には**
- 室内はできるだけ広くして、家具、棚の上に重い物、角のある物を置かない。
 - あわてて外へ飛び出さない。
 - 家の中の安全な場所に移動する。



- 介助のポイント**
- 緊急のときは背負って安全な場所まで避難する。
 - 複数の介助者で対応する。
 - 不安を取り除くように声をかける。

◆耳が不自由な方

- 日頃の備え** → **災害時には**
- 補聴器、携帯電話、文字情報が得られる携帯端末などを手元に置いておく。
 - テレビ、文字放送、携帯電話やメモなどで、正確な情報を入手する。近くの人に耳が不自由であることを伝え、必要な支援を依頼する。
 - 笛やブザー、筆記道具を携帯しておく。



- 介助のポイント**
- 話をするときは口をきちんと開けて普通に話す。
 - 手話、筆談、身振り手振りなどの方法で正確な情報を伝える。

◆目が不自由な方

- 日頃の備え** → **災害時には**
- 白杖やラジオは必ず手の届くところに置いておく。
 - 家具等の配置の変更は本人に必ず伝える。
 - 笛などを吹き、居場所を知らせる。
 - 周りの人に安全な場所までの誘導を依頼する。



- 介助のポイント**
- 災害時は本人のそばへ行き、支援が必要か声をかけ、正確な情報を伝える。
 - 誘導する場合は、杖を持った方の手には触れず、腕や肩につかまってもらい、半歩前をゆっくり歩く。
 - 説明するときは、前後、左右、上下等、具体的な言語を使う。

◆肢体が不自由な方

- 日頃の備え** → **災害時には**
- 室内の安全スペースの確保と、家具等の転倒防止策を十分に作る。
 - 車いすが通る幅を十分確保する。
 - 無理な行動をとることを避けながらも、動ける場合は、這うなど安全な姿勢をとり、頭部を座布団などで守る。
 - 車いすは安全な場所に停め、介助者の協力による避難支援を求める。



- 介助のポイント**
- 車いすの移動は、階段で3～4人で運ぶのが安全。上りは前向き、下りは後ろ向きに移動する。
 - 介助者が1人の場合、おんぶ紐などを利用し、背負って避難する。

●見た目では判断できない配慮が必要な方がいます(内部障害)

内部障害とは、身体の内側に障害があることをいいます。外見ではわかりませんが、トイレに不自由したりタバコの煙で苦しくなったりするなど、周囲の理解と配慮が必要となる障害です。

災害時のペット救護対策

ペットの安全と健康を守るため、平常時と災害時の備えや防災対策を意識しておこう。

避難の原則はペットと飼い主の同行避難

ペットを助けることができるのは飼い主のあなただけです。

災害時にペットと飼い主が離れ離れになると、ペットが怪我をしたり衰弱して死亡したりするおそれがあります。また、ペットが放浪してしまうと人への危害や繁殖などによる公衆衛生の悪化が懸念されることから、避難の際はペットと飼い主の同行避難が基本となります。

避難所でのペット受入

府中市ではペットを連れて避難所に一緒に避難することは可能ですが、動物アレルギーを持った人や動物が苦手な人への配慮も必要になるため、以下の注意点をご確認ください。

同行避難の注意点

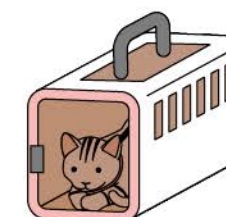
- ケージやキャリーバッグを持参する
- 餌の持参、餌やりや糞尿の始末は飼い主自身で行う
- 決められたルールや場所での飼育に従う
- 犬、猫、小鳥その他小動物(危害を及ぼさない動物等)
- ※大型動物や特定動物など、専用の飼育施設が必要なものは予め預け先を確認しておきましょう。



災害に備えたしつけと健康管理

災害による大きな環境の変化でペットがパニックになり、いつもと違う行動をとることがあります。このため、他人への迷惑の防止とペット自身のストレス軽減のため、日頃からしつけと健康管理を行っておくことが必要です。

- キャリーバックやケージに慣らす
- 犬の場合は「まて」「おいで」などができる
- 人や動物を怖がったりむやみに吠えたりしない
- 決められた場所で排泄ができる
- 各種ワクチンによる予防接種を行っておく
- 寄生虫の予防と駆除
- 不妊去勢手術を行っておく



迷子にならないための対策

災害時にやむを得ずペットを残して避難したり、ペットとはぐれて迷子になると、その後に保護されても飼い主の元に戻る可能性がとても低いので、マイクロチップの装着により所有者明示が出来るようにしておきましょう。

ペットの備蓄と非常持ち出しの優先順位

避難先でペットの飼育に必要なものは飼い主が用意しておきましょう。特に療法食等の特別食を必要とするペットは長期間分の備蓄を用意しておきましょう。

優先順位①

- キャリーバック、ケージ
- 療法食、薬
- フード、水(少なくとも5日分)
- 予備の首輪、リード(伸びないもの)
- 食器
- ペットの写真
- ペットに関する情報



優先順位②

- ペットシート
- 排泄物の処理用具
- トイレ用品(猫の場合は使い慣れたトイレ砂)
- タオル、ブラシ
- おもちゃ
- 洗濯ネット(猫の場合) など



生活再建に向けて

一日でも早く普通の生活に戻るため、どのような公的支援制度が活用できるかを確認しよう。

被害認定調査とリ災証明書の発行

災害からの生活再建に向けた第一歩です。

リ災証明書とは、地震や風水害などの自然災害により被災した住家の被害の程度を市が証明するものです。この証明書は、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理など、様々な被災者支援措置を受ける際に必要となります。



被災から支援措置の活用までの流れ



被害認定調査

地震や風水害等の災害により被災した住家の「被害の程度(全壊、半壊等)」を認定するために、市の職員等が調査を実施します。この調査による認定結果に基づいて、リ災証明書を交付します。

【被害の程度】 住家の被害の程度は国が次のように基準を定めています。

全壊	大規模半壊	半壊
50%以上	40%以上50%未満	20%以上40%未満

【損害割合】 住家の屋根や壁等の経済的被害の全体を占める割合(損害割合)に基づき被害の程度を認定します。損壊割合はこの他に「半壊に至らない」があります。

リ災証明書で受けられる支援措置の一例

- 給付…………… 被災者生活再建支援金、義援金など
- 融資…………… (独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金など
- 減免・猶予…………… 税、保険料、公共料金などの支払い
- 現物支給…………… 災害救助法に基づく応急仮設住宅への入居、住宅の応急修理など



● 応急危険度判定 ～被害認定調査と似て異なるもの～

大地震が発生した場合、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物などの二次災害を防止するため、できる限り早く短時間に建築物の被災状況を調査して、当面の使用の可否について判定するものです。応急危険度判定が実施された建築物には「危険(赤)」「要注意(黄)」「調査済(緑)」のいずれかの貼紙が貼られます。応急危険度判定調査は、リ災証明書発行に伴う被害認定調査とは異なるので応急危険度判定で危険(赤)の判定となっても、リ災証明書で必ずしも全壊や半壊と認定されるわけではありません。



住まいと生活の再建

被災直後の生活を支え居住の安定を図るための支援措置があります。

被災者生活再建支援金

自然災害によって居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、住宅の被害程度に応じた「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じた「加算支援金」を合わせて最大300万円が支給されます。

被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

- 全壊…………… 100万円
- 解体…………… 100万円
- 長期避難…………… 100万円
- 大規模半壊…………… 50万円



再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

- 建設・購入…………… 200万円
- 補修…………… 100万円
- 賃借(公営住宅以外)…………… 50万円

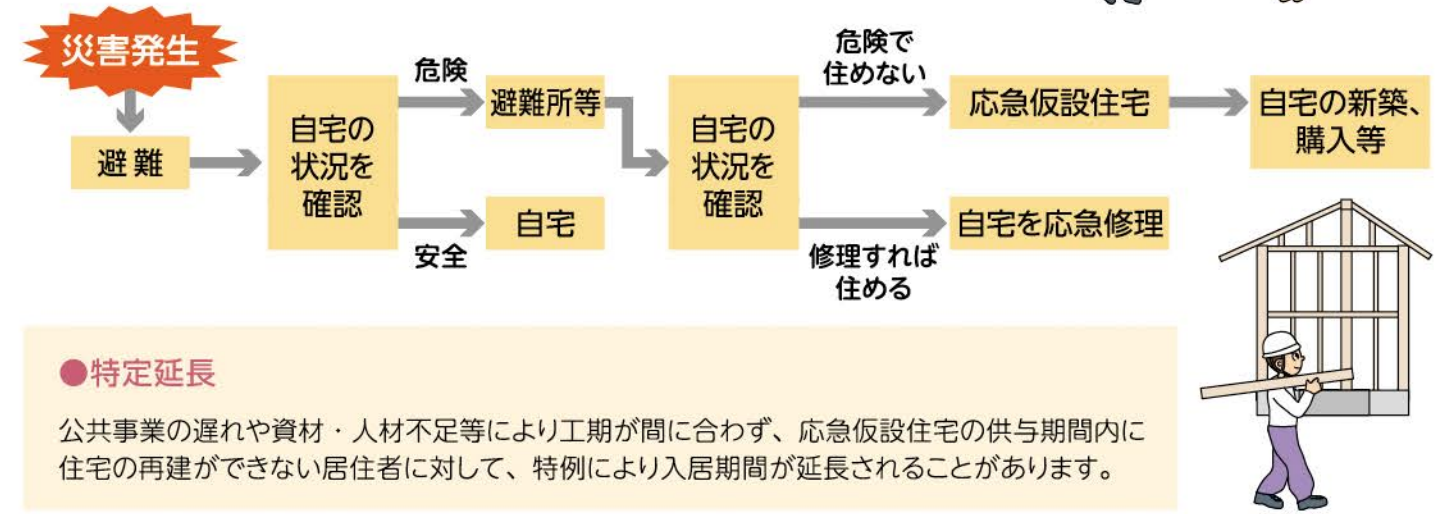


支援金は使い道が限定されないもので、被災者にとって利用しやすい制度です。ただし、支援金はあくまで生活再建の一助に過ぎませんので、住宅ローンや貯蓄の状況を考えて地震保険に加入するなどの自助努力が必要です。

※世帯人数が1人の場合は、各支給額が4分の3になります。

応急仮設住宅

応急仮設住宅は、自らの資金では住宅を確保することができない被災者に対して一時的な居住の安定を図るために提供されます。家賃以外の水道光熱費のみ居住者が負担し、居住期間は原則2年間となります。



● 特定延長

公共事業の遅れや資材・人材不足等により工期が間に合わず、応急仮設住宅の供与期間内に住宅の再建ができない居住者に対して、特例により入居期間が延長されることがあります。

災害弔慰金

災害によって亡くなったり行方不明になったりした人の遺族に支給されます。被災後に体調を崩して亡くなる「災害関連死」の場合も対象となります。

- 生計を維持した人が亡くなった場合…………… 500万円
- その他の人が亡くなった場合…………… 250万円

受け取れる遺族

- 配偶者・子・父母・祖父母
- 上記遺族がいない場合は、同居または生計を同じくする兄弟姉妹

災害障害見舞金

災害によって心身に重度の障害が出た場合に支給されます。

- 生計を維持した人が重度障害を受けた場合…………… 500万円
- その他の人が重度障害を受けた場合…………… 250万円

受給できる人

- 両眼失明・要常時介護・両上肢ひじ関節以上切断等

義援金

義援金は、被災者支援を目的にした善意の人々からの寄付金です。日本赤十字社や中央共同募金会を通して集められ、被災自治体に送られます。家族の人的被害や家屋の損壊状況などの被害程度等によって受け取る金額が異なります。



マンションの防災対策

マンション防災は居住者同士のコミュニケーションによる団結が必要です。

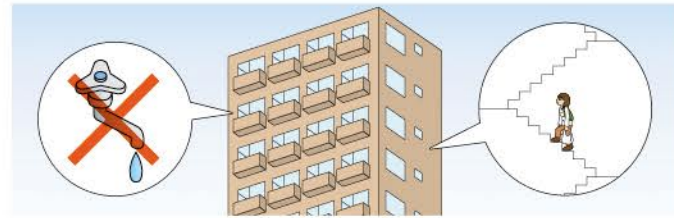
在宅避難とマンションの防災対策

震災時も住み続けられるマンションの防災対策を進める。

新しいマンションは一般に耐震性が高く、大規模な地震でも倒壊のおそれは低いとされています。
このことから、東京都ではエレベーターを含むライフラインの停止に備えたマンションの防災対策を行い、居住者に対して可能な限り避難所には行かず自宅で「在宅避難」をするように呼びかけています。

家庭内備蓄は1週間分が理想

地震による停電でエレベーターが止まると住民は長期にわたり階段での移動を強いられます。
自宅在宅避難を行うため飲料水や食料、簡易トイレなどの備蓄は最低3日分、可能であれば1週間分を用意することが推奨されています。



普段から日持ちのする飲み物や食料を、多めに買い置きしておく方法があります。

トイレの対策

停電によるポンプの停止や断水によりトイレの水が流せなくなります。また、お風呂の残り湯を使ってトイレに流すと、もしも排水管等に損傷があった場合に階下で汚水が溢れるおそれがあるため、使い捨てトイレ等の備蓄や使用後の保管方法も考えておきましょう。



スムーズな復旧・復興に向けた事前の取組

住民が合意できるよう準備はしていますか。

マンションに被害が生じた場合には修繕を行うために総会を開き、修繕費用などについて住民の合意を取りつける必要があります。しかしながら、災害が起こると総会を開くことさえ難しい深刻な事態が発生します。

住民の連絡先リストの必要性

地震のあとにマンションを離れて避難生活する人や資産として購入し、賃貸している部屋は家主がすぐには分からないことが多いため、連絡がつかずに総会で大規模修繕等に係る住民の合意を得る段階に進めることすら難しくなります。災害時のために連絡先リストを事前に作っておくことが重要になります。

地震に備えた修繕積立や地震保険の加入

マンションの老朽化に備えた修繕金の積立のほとんどは地震に備えたものではありません。
地震によりマンションが壊れた時の大規模修繕のための積立や地震保険への加入などの対策が別途必要となります。



原子力災害・国民保護

正確な知識を身につけて適切な行動をとろう。

原子力災害

放射性物質は目に見えないため、正しい知識と行動を知ろう。

原子力発電所等において放射性物質などが漏れて、国民の生命、身体又は財産に被害が生じる「原子力災害」。原子力災害の影響は人が感じ取ることができないため、放射性物質に関する基本的な知識と正しい対処法を身に付けることが重要です。

屋内退避が基本

- 屋内退避の指示が出た場合は、すぐにマスクを着用し、速やかに屋内に移動する。(マスクを持参していない場合はハンカチでも可。水で濡らして口と鼻を覆う。)
- 髪や服などをよく払ったうえで屋内に入り、直ぐに顔や手を洗い、うがいをする。
- 換気扇やエアコンを止め、全ての窓やドアを閉める。(サッシ部や換気口部にガムテープなどを貼り、密封するとさらに効果が上がる。)
- 食品が入った容器はふたをする。又はラップをかける。

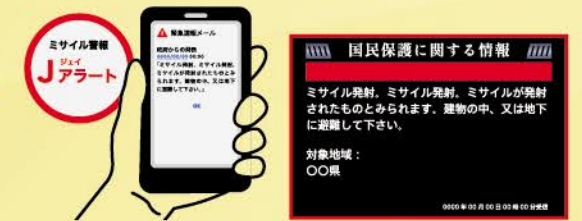


国民保護

弾道ミサイルやテロなどの武力攻撃に備えるには。

「国民保護」とは、我が国に対する武力攻撃事態などが発生した場合に、国、地方公共団体等が国民の生命、身体及び財産を保護することです。
ここでは特に弾道ミサイル落下時の行動について示します。

弾道ミサイル 飛来時の行動について



弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性があります。



弾道ミサイルが着弾した場合、激しい爆風や破片などにより、身体へ大きな被害を受ける可能性があります。



弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラートを通じて屋外スピーカーや携帯電話の緊急速報メール等によりメッセージを流します。



メッセージが流れたら直ちに以下の行動をとってください

弾道ミサイルが上空を通過した場合など避難行動をとる必要がなくなった場合は、避難の呼びかけを解除します。



爆風や破片などを避ける



爆風で割れた窓ガラスなどを避ける

近くの建物の中
または地下へ

緊急一時避難施設※をはじめ、コンクリート造り等の頑丈な建物や地下街、地下駅舎等の地下施設へ避難することが望ましいですが、それ以外でも構いません。



物陰に身を隠す
または地面に伏せ
頭部を守る



窓から離れる
または窓がない部屋へ



※ 緊急一時避難施設：弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から都道府県知事等が指定する施設。

詳しくは、内閣官房国民保護ポータルサイトへ

国民保護 検索

